

平成27年12月

お客さまへ

株式会社 大垣共立銀行

平成28年1月からのNISA制度改正に伴うお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年1月からの金融制度の改正に伴い、NISA制度（少額投資非課税制度）にかかるお取扱を以下のとおり変更いたしますのでよろしくお願い申し上げます

ジュニアNISAについて、詳細は「[ジュニアNISA 2016年1月より口座開設 スタート](#)」をご覧ください。

1. 非課税投資枠の拡大

平成28年1月から、NISAの投資上限額が変更になります。

変更前（平成27年分まで）	変更後（平成28年分以降）
毎年100万円まで	毎年120万円

2. ジュニアNISAの開始

平成28年から、未成年者（0～19歳）の方もNISA制度をご利用いただけます。なお、ジュニアNISAの投資上限額は毎年80万円までとなります。

平成28年1月	口座開設の申込受付を開始します
平成28年4月から	投資信託取引が可能となります（運用の開始）

ジュニアNISAにつきましては、スーパーOKダイレクトの投資信託サービスはご利用できませんのであらかじめご了承ください。

敬 具